

# 令和7年7月 時津町農業委員会総会

日時 令和7年7月25日（金曜日）10時～11時15分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

## 1. 開 会

## 2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可（受付番号第1-20号）

日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出（受付番号第1-18号）

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（受付番号第1-16号）

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1-17号）

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号第1-19号）

## 3. 出席委員

### ○農業委員（11名）

1番 朝長 克二      2番 吉川 博美      3番 坂本 敬治

4番 小畠 栄一      5番 高橋 達男      6番 溝上 勝也

7番 池田 稔      8番 濱田 信      9番 渡辺 洋一

10番 水口 直樹      11番 辻 文美

### ○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人      2番 溝上 直美      3番 植田 秀之

## 4. 議事録署名人      10番 水口 直樹      11番 辻 文美

○議長

皆さんおはようございます。非常に暑い日が続いています。雨や暑さで作業ができないこともあり、厳しい状況ですが、体には十分、気をつけてがんばっていただきたいと思います。それでは、本日の出席委員は農業委員11名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和7年7月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、10番水口委員、11番辻委員を指名いたします。日程第2、議案第1号を議題とします。議案第1号につきましては、〇〇委員が議事参与の制限に該当していますので、一時退室を願います。それでは事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請、権利移動を伴う市街化調整区域内農地の転用です。譲受人は諫早市栄田町〇〇、〇〇さん、譲渡人は野田郷〇〇、父の〇〇さん、農地は野田郷〇〇、地目は畑、地積は160㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。譲受人は申請地を住宅用地、分家住宅として転用すべく申請するものです。権利の種類は贈与による所有権の移転で権利の期間は永年です。2ページは許可申請書です。「3転用計画」ですが、工事期間は許可日から6カ月、建築面積は107.19㎡です。「7その他参考となるべき事項」としましては、隣接地の野田郷〇〇の宅地と一体的に使用し住宅を建設予定で、現在、都市計画法43条の建築確認を同時申請中です。3、4ページは位置図です。申請地は〇〇の南西付近、〇〇の北東付近の農地です。5、6ページは現況写真です。現在、遊休農地で隣接する〇〇の宅地とあわせて、〇〇の隣に住宅を建設予定です。7ページは被害防除計画書です。「①(1)造成計画の内容」は造成は行わず、現状のまま利用し、被害防除措

置として緩衝地を設けることとしています。「②農業用排水機能に支障を生じさせない措置」につきましては雨水は水路へ放流し、汚水・生活排水は下水道に接続します。「③周辺農地の営農条件に支障を生じさせないための措置」ですが、緑地、緩衝地を設け、建物の高さを5.8m程度に抑えることとしています。「被害防除措置の内容、被害の発生の恐れがない理由」としましては隣接する農地と建築予定箇所は十分な間隔が確保できており、影響を及ぼす恐れはないとのことです。8ページ以降は現行平面図、住宅の配置図、平面図、立面図です。16ページは土地の選定に関する調書です。「1選定条件」は、両親が暮らす本家周辺で住宅の建築が可能な土地です。「2代替地の検討」ですが、野田〇〇の田や野田〇〇の宅地についても検討していますが、道路に面しておらず、河川に近く危険性が高いこと、また、農業用倉庫を使用していることなどから断念しています。「3当該申請地の状況」は、現在、遊休農地で東西が住宅、南側は樹園地ですが、現在、遊休化している状況となっています。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって議案第1号は許可相当とすることに決定し、県知事へ進達することといたします。〇〇委員は入室してください。日程第3、報告が4件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、19ページをご覧ください。農地法第3条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は諫早市小川町〇〇、〇〇さん、被相続人は左底郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は1120㎡、持分は1/2です。権利を取得した日は令和7年6月6日、所有権移転登記申請を行った日です。権利を取得した事由は令和4年9月27日の相続です。農業委員会に

よるあっせん等の希望はありません。20ページは届出書です。届出農地は〇〇の北側付近の農地です。

次に報告第2号ですが、21ページをご覧ください。農地法第4条の規定による届出、市街化区域農地の転用です。届出人は野田郷〇〇、〇〇さん、農地は野田郷〇〇、地目は畑、地積は338㎡、市街化区域内の第3種農地です。届出人は駐車場用地として使用すべく届出を行うものです。22ページは届出書です。「3転用計画」は駐車台数15台の駐車場ですが、工事は完了済となっています。こちらは未届けで農地転用を行っていたことが判明したため、顛末書を添付してもらい農地転用の届出を提出してもらうこととしたものです。「4被害防除施設の概要」としましては排水は側溝へ接続し、日照については周囲は宅地化されており、近隣農地に悪影響を及ぼすことはありません。23、24ページは位置図です。申請地は〇〇の北西側付近です。25ページは現況写真です。周辺は宅地で既に駐車場として利用されています。27ページは顛末書です。平成7年頃に当時、農地所有者であった祖母の〇〇さんが未届けで駐車場、雑種地に転用し、現在も駐車場用地として利用していましたが、農地ということが判明したため、今回、顛末書を添付し、農地転用届出を提出することとしております。

次に報告第3号ですが、29ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は浜田郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は長崎市大手〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は199㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。30ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「2土地の所在等」ですが、時津中央第2区画整理事業の区域内で仮換地は〇〇、仮換地面積は136㎡で

す。「4 転用計画」につきましては、工事着工は許可後4カ月以内、工事完了は着工から6カ月以内の予定です。「5 被害防除施設の概要」としましては、周辺に農地はなく、被害防除は必要なありません。31ページは仮換地指定通知です。32、33ページは仮換地案内図、仮換地明細図です。34ページは現況写真、35ページ以降は、建物の配置図・平面図、立面図です。

次に報告第4号ですが、39ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は東京都西東京市北原町〇〇、〇〇、譲渡人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇、地目は畑、地積は339㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。40ページは届出書です。「3 権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4 転用計画」ですが、工事着工は許可あり次第、工事完了は着工から6カ月の予定です。施設の概要は居住用住宅2棟で建築面積は2棟合計で106.92㎡です。「5 被害防除施設の概要」としましては、周辺に農地はなく、被害は生じないため、防除施設の必要はありません。41、42ページは位置図です。届出農地は〇〇の裏あたりの農地です。44ページは現況写真です。農地周辺は道路と宅地という状態です。46ページ以降は、建物の配置図、立面図、平面図です。住宅は2棟とも2階建て建築面積はどちらも53㎡程度となっています。以上で報告事項の説明を終わります。

○議長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は8月25日（月）午前10時から第2庁舎3階会議室で開催します。